

会社オーナーの貸付金・借入金をめぐる相続実務

－Q&Aと事例－

－お詫びと訂正－

本書に誤りがございました。ここに謹んでお詫び申し上げます。

お手数をお掛けいたしますが、下記のとおりご訂正のうえ、ご利用賜りますようお願い申し上げます。

記

41 頁 下から 4・3 行目（下線部分）

誤	正
…法定相続分まで又は 1 億 6,000 万円のいずれか <u>低い</u> 金額…	…法定相続分まで又は 1 億 6,000 万円のいずれか <u>高い</u> 金額…

2026 年 8 月

新日本法規出版株式会社